

## 持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、持続可能な奈川地区推進協議会（以下、「発注者」という。）が委託する「持続可能な奈川地区推進計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 2 目的

奈川地区は、松本市の南西、標高1,200mの中山間地に位置し、本年4月1日現在の人口は612人、302世帯で、高齢化率は50%を超えている。

奈川村当時の昭和50年代に観光立村を掲げ、スキー場の開発をはじめ、キャンプ場の整備や温泉のボーリング、各種観光施設が整備されたが、平成6年頃の約30万人をピークに、スキー客を中心とした観光客は徐々に減少しはじめ、平成17年には13万6千人、令和2年は8万8千人であった。観光施設も老朽化しており、市の計画のもと解体するものもあるが、今後の施設のあり方や利活用の検討が必要である。

また、人口減少と少子高齢化が著しく、平成17年の合併からの15年間で、415人、91世帯が減少しており、あわせて近年は人口の減少スピードが加速していることや少子化が顕著となっていることから、地域の存続に危機感を抱いている。

こうした状況から、地域で目指す「住んでいてよかった、来てみてよかった奈川に」となるよう、地域と行政、関係機関が連携して将来の姿を共有し課題の解決につなげていくため、持続可能な奈川地区推進協議会を設立した。

本業務は、当該協議会と共に、概ね10年後の将来像を共有し具体的な推進計画を策定することを目的とする。

また、策定にあたっては、多様な関係者（市民・関係団体等）の意見を集約し、ビジョン（将来像）を共有するとともに、その実現に向けた住民意識の醸成をはかるもの。

## 3 履行期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

ただし、成果品の提出は、総会の承認を経て令和5年3月20日までとする。

## 4 業務責任者等

(1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) プロポーザルの提案に示した技師長及び業務担当者を配置する。ただし、事情により配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者を選定し、発注者の承認を得なければならない。

## 5 資料の貸与等

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受注者が行うこととするが、発注者が所管する資料については貸与を受けることができるものとする。この場合において、受注者は、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに協議会へ返還するものとする。また、発注者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し又は使用してはならない。

## 6 関連資料

「奈川地区診断書」「持続可能な奈川地区推進協議会総会議案書（抜粋）」「持続可能な奈川地区推進協議会資料集」

## 7 業務内容

本業務は、発注者が行う推進計画策定・共有のため、下記の内容を実施するものとする。

### (1) 事業全体のマネジメント

円滑かつ着実に事業推進を行うため、事業全体の企画及びその進捗管理を行い、協議会事務局の補助をする。

### (2) 具体的な推進計画の立案

ア 令和3年度の取り組み内容の分析と活用

イ 地域のビジョン（将来像）の検討

ウ 地域のビジョンを共有する方策検討

### (3) 全国的視野・観点に立った先駆的な提案

ア 地域の土地柄や特性を生かした提案

イ 検討推進における体制の構築

(ア) 地域づくりセンターとの協働による庁内関係課の総合調整

(イ) 有識者等との協議・調整

ウ 検討における住民・関係団体等の意見集約等

(ア) ワークショップ等を通じた地域住民の意識の醸造

(イ) 各種関係団体とのビジョンの共有

(ウ) その他必要に応じた住民・関係団体等との調整補助

### (4) その他

ア プロポーザルにて提案された本仕様書に明示のない事項については、業務委託契約後、発注者と受注者の協議のうえ内容を確定させるものとする。

イ 事業の実施にあたり発注者と必要な協議、打合せ等を行う。

ウ その他事業の実施に係る経費はすべて委託料に含まれるものとする。

## 8 成果品

### (1) 成果品の帰属

本業務において、使用または作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。

### (2) 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

### (3) 成果品

提出する成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目については、監督職員と協議のうえで決定する。

ア 報告書（計画書）	5部
※ A4版カラー、ファイル製本	
イ 関連資料	1式
ウ 電子データ（CD-R）	1式

## 9 支払い

発注者は、完了検査終了後に、受注者の請求により委託料を一括で支払うものとする。

## 10 疑義

本仕様書又は委託契約書に明示がない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。

## 11 担当

持続可能な奈川地区推進協議会事務局 担当 古畑 節子

電話 0263-79-2121 FAX 0263-79-2903